

「令和８年度欧米豪向けプロモーションに係る業務委託」
に関する質問と回答

令和8年7月23日

項番	項目	内 容	回 答
1	企画提案募集要項p.5 5-(3)-① 原本 提出期限必着で特定記録または簡易書留で提出すること。	【参加申請書及び企画提案書の提出に関して】 「(3)提出方法 ①原本 提出期限必着で特定記録または簡易書留で提出すること。」と記載されておりますが、原本を持参して提出する方法は不可でしょうか。以上、返答をお願い致します。	原則、要項で示すとおり郵送での提出としますが、やむを得ない場合に限り、提出期限内での持参による提出を認めます。ただし、受付する時間を調整するため、必ず事前に事務局へご連絡ください。
2	仕様書p.4 6-(2)-①-(ウ) BtoCプロモーション ・ウェブ広告やSNS広告、交通広告等を活用しターゲット市場の個人旅行者に対し、福岡市及び西のゴールデンルートへの送客につながる取り組みを行うこと。ウェブ広告等のウェブプロモーションを行うにあたっては、市が保有する動画や体験コンテンツ等の活用も検討すること。	【アメリカ・カナダ・オーストラリア向け toCプロモーションの仕様について】 2つ目の記載にある「OTAの活用や旅行商品販売」については、「福岡市及び西のゴールデンルートへの送客につながる取り組み」を実施するうえでの必須要件ではなく、提案事業者が送客施策として有効であると判断した場合に提案へ組み込むことを想定した事項との理解で相違ございませんでしょうか。	お見込みのとおり、OTAの活用や旅行商品販売は必須の提案事項ではありません。送客施策として有効と考えられる内容をご提案ください。
3	・OTAの活用や旅行商品販売などを通して送客するにあたっては、送客実績が確実に把握できる取り組みを実施すること。	【アメリカ・カナダ・オーストラリア向け toCプロモーションの仕様について】 「送客実績が確実に把握できる取り組みを実施すること」については、OTAの活用や旅行商品販売を行う場合に限られる要件でしょうか。それとも、ウェブ広告、SNS広告、交通広告等による送客施策を実施する場合についても、送客実績を把握できる仕組みを設けることが求められているのでしょうか。	OTAの活用や旅行商品販売に限らず、ウェブ広告、SNS広告、交通広告等による送客施策を実施する場合についても、送客実績を把握できる仕組みを設けていただきますようお願いいたします。 ※資料3「提案項目配点表」の「評価の目安」に記載しているとおり、BtoCプロモーションについては、送客数のKPIは必須です。
4	仕様書p.3 6-(2)-①-(イ) BtoBプロモーション ・「カナダ旅行業協会（ACTA）年次総会」（11月30日（月）～12月4日（金）開催）へ市職員に同行して参加し、旅行商品の造成促進を行うこと。 ・現地旅行会社等へのセールスコールを行い、旅行商品の造成促進を行うこと。	業務内容（イ）に記載のBtoBプロモーションについて、受託者が実施する業務範囲をご教示ください。 「カナダ旅行業協会（ACTA）年次総会」への参加及び現地旅行会社等へのセールスコールに関しては、旅行商品の造成促進を目的とした一連の業務（例：ブース設営・運営、商談会・ネットワーキングイベントへの対応、パイヤー等へのフォローアップ、OTAや旅行会社への営業・フォロー等）までを含むものと理解してよろしいでしょうか。 また、これらの業務について、受託者に期待する具体的な業務範囲があればご教示ください。	・「カナダ旅行業協会（ACTA）年次総会」では、12月2日（水）に開催される〈商談会・ネットワーキング〉において、旅行商品の造成につながるよう主体的に商談を行ってください。なお、ACTA出展に係る一切の費用は本委託に含まれます。（参加費を含む。ただし、市職員の出張旅費は除く。） 参考：https://www.jnto.go.jp/news/nf20260227.pdf ・現地旅行会社等へのセールスコールは、福岡への送客に資する現地の事業者等への働きかけ・フォロー等を含みます。福岡への送客に有効な具体的な事業者等を挙げ、その選定理由をお示しください。具体的な送客施策等はご提案ください。
5	仕様書p.2 2 業務の趣旨・目的 「…あわせて、現在取り組んでいる西のゴールデンルートにおいては、大阪より西側にある自治体の魅力的な観光資源を広域的な周遊ルートとして発信し、西日本・九州の誘客促進につなげることを目的としており、本業務を通じて西のゴールデンルートの魅力等もあわせて発信することで、福岡市のみならず西のゴールデンルートのさらなる誘客促進を図る。」	仕様書において、西のゴールデンルート実行委員会に参画している自治体として記載されている自治体との連携が示されていますが、記載のない福岡県との連携を提案することは可能でしょうか。 福岡県は、米国（ニューヨーク・ロサンゼルス）に海外事務所を設置し、現地において福岡の食や観光資源のプロモーションを実施していることから、米国市場向けの情報発信や現地ネットワークの活用など、連携先として有効であると考えています。 本業務の実施にあたり、福岡市に加え福岡県と連携した取組を提案内容に含めることは可能でしょうか。	お見込みのとおり可能です。福岡市及び西のゴールデンルートの誘客促進を図る取組をご提案ください。